平成 24 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名　大日本塗料株式会社
代表者名　取締役社長 岩淺 壽二郎
（コード：4611、東証・大証第一部）
問合せ先　取締役専務執行役員管理本部長　瀬古 宜範
（TEL　06-6466-6661）

会 社 名　ニッポ電機株式会社
代表者名　代表取締役社長 飯尾 守
（コード：6657、JASDAQ）
問合せ先　取締役執行役員管理本部長　柏本 一宏
（TEL　0463-22-1946）

# 大日本塗料株式会社によるニッポ電機株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

大日本塗料株式会社（以下「大日本塗料」といいます。）とニッポ電機株式会社（以下「ニッポ電機」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、大日本塗料を株式交換完全親会社とし、ニッポ電機を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせします。

なお、本株式交換は、大日本塗料については、会社法第 796 条第３項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、ニッポ電機については、平成 24 年 11 月下旬に開催予定のニッポ電機の臨時株主総会において承認を受けたうえ、平成 24 年 12 月 20 日を株式交換の効力発生日とする予定です。

また、本株式交換の効力発生日に先立ち、ニッポ電機の普通株式は株式会社大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場（以下「ＪＡＳＤＡＱ市場」といいます。）において、平成 24 年 12 月 17 日付で上場廃止（最終売買日は平成 24 年 12 月 14 日）となる予定です。

## １．本株式交換の目的

大日本塗料は、昭和４年に防錆材の製造を目的として、日本電池株式会社（現　株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション）から分離・独立し、島津、三菱、大倉の出資により設立されました。その後、昭和 21 年９月に神奈川県平塚市に放電灯工場を建設し照明事業に参入する等、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神に則り、塗料製造を軸として国内外において周辺分野も含めた事業領域の拡大を図ってまいりました。

大日本塗料グループでは平成 23 年度からの３ヵ年新中期経営計画を策定し、２年目に当たる今年度以降の中期

展望といたしましては、以下のものを掲げております。

１．国内塗料事業における、特色ある商品の拡販と現状のコスト体質の引き締め管理による高付加価値化

２．グループ内の人員と経営資源のシフト、既存拠点別戦略の確立・展開と新拠点進出検討による海外事業の拡大

３．新分野・新需要へのアプローチと既存技術の応用展開による新たな収益源となりうる事業の育成

４．関係会社を含めた組織改革によるビジネス構造再編、最適化

中期展望を志向しうるために、新たな商品開発・拡販体制の整備、関係会社も含めた事業拠点・流通構造再編による抜本的な構造改革の推進等の諸課題の解決を通じて、長期的に継続して社会に貢献し、持続的成長力を持つ企業を目指し、グループ一丸となって取り組んでいます。

一方、ニッポ電機は、大日本塗料平塚工場を承継する形で、昭和 52 年に大日本塗料より分離・独立いたしました。蛍光ランプの製造・販売を主たる事業として複数の子会社も含めた企業グループを形成、平成 18 年にはＪＡＳＤＡＱ市場に上場する等着実な歩みを進め、現在は、蛍光ランプ、紫外線殺菌ランプ、安定器、ＬＥＤ電源、照明器具（蛍光灯及びＬＥＤ）の製造・販売を手がけております。

電力供給量不足への懸念から節電対策の一環として主要顧客である百貨店や商業施設等における既存照明からＬＥＤ照明への切り替え需要が相応に見込める中、ニッポ電機から上市した商品が軒並みマーケットから高い評価を受けたこともあり、足元ではこうした商品群の拡販に積極的に取り組んでいますが、異業種からの新規参入企業も含めたメーカー間の競争は激化してきており、既存照明からＬＥＤ照明へのシフトに対応するための国内生産拠点再編成や価格対応力強化のための海外委託生産体制の検討等の喫緊の課題も抱えています。

このような状況下、大日本塗料とニッポ電機は、更なる競争激化が見込まれる照明機器市場においてもニッポ電機が一層の飛躍を遂げ、両社の企業価値の向上を図るためには、ニッポ電機と照明機器事業を営む他のグループ会社との間の生産に係る協力体制の強化、顧客紹介を含めた販売に係る協力体制の強化、人材や技術の交流を通じた開発に係る協力体制の強化、並びに大日本塗料グループにおける照明機器事業を全体として見た上での経営効率改善が必須であり、そのために大日本塗料がニッポ電機を完全子会社化することによって両社の関係強化を図るとともに、ニッポ電機における迅速かつ柔軟な意思決定を可能とする体制を構築し、大日本塗料グループにおける照明機器事業を全体として見た上での生産拠点の統廃合や人材の有効活用を含めた効果的かつ効率的な経営資源の配分を行っていくことが必要不可欠であると判断いたしました。

なお、今後も大日本塗料グループでは、グループ全体の企業価値の向上に向け、必要な組織改革等を検討してまいります。

２．本株式交換の要旨

（１）本株式交換の日程

| | |
|---|---|
| 平成 24 年９月 27 日（木） | 株式交換決議取締役会（両社） |
| 平成 24 年９月 27 日（木） | 株式交換契約締結（両社） |
| 平成 24 年９月 28 日（金）（予定） | 株式交換契約締結承認株主総会基準日設定公告日（ニッポ電機） |
| 平成 24 年 10 月 15 日（月）（予定） | 株式交換契約締結承認株主総会基準日（ニッポ電機） |
| 平成 24 年 11 月下旬（予定） | 株式交換契約承認株主総会（ニッポ電機） |
| 平成 24 年 12 月 14 日（金）（予定） | 最終売買日（ニッポ電機） |
| 平成 24 年 12 月 17 日（月）（予定） | 上場廃止日（ニッポ電機） |
| 平成 24 年 12 月 20 日（木）（予定） | 株式交換効力発生日 |
| 平成 25 年２月下旬（予定） | 金銭交付日 |

（注）本株式交換は、会社法第 796 条第３項の規定に基づき、大日本塗料においては簡易株式交換の手続きにより株式交換契約

に関する株主総会の承認を得ることなく行う予定です。なお、今後株式交換を行う手続きの中で本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合には、両社間で協議し合意のうえ、日程、手続、又は条件等を変更し、又は本株式交換契約を解除することがあります。

（2）本株式交換の方式

大日本塗料を株式交換完全親会社、ニッポ電機を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、大日本塗料においては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、ニッポ電機においては、平成24年11月下旬開催予定の臨時株主総会において承認を得たうえで、平成24年12月20日を効力発生日とする予定です。

本株式交換の対価については、ニッポ電機を取り巻く照明機器市場の中長期的予測や、大日本塗料及びニッポ電機の株価動向等を総合的に勘案し、大日本塗料グループ以外のニッポ電機の株主の皆様が投下資本を回収し新たな投資機会を得ることができるよう、本株式交換の対価を金銭といたしました。大日本塗料及びニッポ電機は、本株式交換の対価を定めるに当たり、ニッポ電機の株主への配慮、公正性の担保及び利益相反の回避に十分留意したうえで慎重に検討を重ねて決定しております。

（3）本株式交換に係る割当ての内容

大日本塗料は会社法第768条第1項第2号の規定に基づき、本株式交換契約に従い、本株式交換により大日本塗料がニッポ電機の発行済株式（ただし、大日本塗料が保有するニッポ電機の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時のニッポ電機の株主の皆様（ただし、大日本塗料を除きます。）に対し、その保有するニッポ電機の普通株式1株につき574円の割合で金銭を交付する予定です。なお、ニッポ電機は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により大日本塗料がニッポ電機の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際してニッポ電機の株主により株式買取請求権が行使された場合に、その結果としてニッポ電機が取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3．株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）算定の基礎

本株式交換に際して交付される金銭については、その公正性・妥当性を確保するため、大日本塗料及びニッポ電機がそれぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関にニッポ電機の株式価値算定を依頼することとし、大日本塗料は株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「三菱東京ＵＦＪ銀行」といいます。）を、ニッポ電機はプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「ＰｗＣ」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定しました。

三菱東京ＵＦＪ銀行は、ニッポ電機について、ＪＡＳＤＡＱ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による分析（以下「市場株価分析」といいます。）を採用しております。なお、市場株価分析では、評価基準日を平成24年9月25日として、ニッポ電機普通株式のＪＡＳＤＡＱ市場における評価基準日の株価終値、評価基準日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間における株価終値平均値を算定の基礎としております。

また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「ＤＣＦ分析」といいます。）により算定を行っております。ＤＣＦ分析では、ニッポ電機が作成した平成25年3月期から平成30年3月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値

に割り引くことによって企業価値を評価し、ニッポ電機普通株式の１株当たりの株式価値を算定しております。なお、ニッポ電機の事業計画上、今後検討予定の生産拠点の統廃合等に伴う一時的な損失やそれに伴う利益率の改善が見込まれており、これらの事情も総合考慮しております。

三菱東京ＵＦＪ銀行により上記各手法において算定されたニッポ電機の１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| 採用手法 | １株当たりの株式価値の範囲 |
|---|---|
| 市場株価分析 | 392 円～451 円 |
| ＤＣＦ分析 | 517 円～647 円 |

三菱東京ＵＦＪ銀行は、上記株式価値の算定に際し、ニッポ電機から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニッポ電機とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、ニッポ電機より得た将来の事業計画については、ニッポ電機の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱東京ＵＦＪ銀行の算定は、平成 24 年９月 25 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

ＰｗＣは、ニッポ電機が継続企業であるとの前提の下、市場株価基準方式及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「ＤＣＦ方式」といいます。）の各手法を用いてニッポ電機の株式価値を算定しております。

市場株価基準方式は、ニッポ電機普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、評価基準日を平成 24 年９月 25 日として、最近における株価及び取引量を鑑み、ニッポ電機普通株式のＪＡＳＤＡＱ市場における評価基準日の株価終値、評価基準日までの１ヶ月間及び３ヶ月間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を算定の基礎としております。

ＤＣＦ方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。ＤＣＦ方式では、ニッポ電機が作成した平成 25 年３月期から平成 30 年３月期の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、ニッポ電機普通株式の１株当たりの株式価値を算定しております。なお、ニッポ電機の事業計画上、今後検討予定の生産拠点の統廃合等に伴う一時的な損失やそれに伴う利益率の改善が見込まれており、これらの事情も総合考慮しております。

ＰｗＣにより上記各手法において算定されたニッポ電機の１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| 採用手法 | １株当たりの株式価値の範囲 |
|---|---|
| 市場株価基準方式 | 439 円～451 円 |
| ＤＣＦ方式 | 533 円～704 円 |

ＰｗＣは、上記株式価値の算定に際し、ニッポ電機から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ニッポ電機とその関係会社の資産及

び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、ニッポ電機より得た将来の事業計画については、ニッポ電機の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ＰｗＣの算定は、平成24年９月25日現在までの情報と経済条件等を反映したものであります。

（２）算定の経緯

大日本塗料及びニッポ電機は、上記第三者算定機関から提出をうけた株式価値の分析結果を参考に、かつ、過去の事例等におけるプレミアムの実例、ニッポ電機の財務状況、業績動向、株価動向を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記２．（３）「本株式交換に係る割当ての内容」の本株式交換に際して交付される金銭は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された両社の取締役会決議において承認を受け、本株式交換における交換対価の内容及びその額を決議し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

交換対価である574円は、平成24年９月26日のＪＡＳＤＡＱ市場におけるニッポ電機普通株式の終値の435円に対して、32.0％（小数点以下第二位四捨五入）、過去１ヶ月間（平成24年８月27日から平成24年９月26日まで）の終値の単純平均値450円（小数点以下四捨五入）に対して27.6％（小数点以下第二位四捨五入）、過去３ヶ月間（平成24年６月27日から平成24年９月26日まで）の終値の単純平均値439円（小数点以下四捨五入）に対して30.8％（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式価値の算定結果は、本株式交換におけるニッポ電機の交換対価の公正性について意見を表明するものではありません。

また、交換対価として交付する金銭の額は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。交換対価として交付する金銭の額を変更する場合には、速やかにその理由及び内容の詳細について公表いたします。

（３）算定機関との関係

大日本塗料の第三者算定機関である三菱東京ＵＦＪ銀行及びニッポ電機の第三者算定機関であるＰｗＣはいずれも、大日本塗料及びニッポ電機から独立しており、大日本塗料及びニッポ電機の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。なお、三菱東京ＵＦＪ銀行は、後記４．「本株式交換の当事会社の概要」に記載の通り大日本塗料の大株主兼主要取引銀行ですが、上記株式価値の算定を実施した部門と営業部門とは情報を遮断しているとのことであり、大日本塗料としてはその独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

（４）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成24年12月20日をもって、ニッポ電機は大日本塗料の完全子会社となり、ニッポ電機の普通株式はＪＡＳＤＡＱ市場の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成24年12月17日に上場廃止（最終売買日は平成24年12月14日）となる予定です。本株式交換は、上記１．「本株式交換の目的」に記載のとおり、ニッポ電機を大日本塗料の完全子会社とすることによって、両社の企業価値向上を図ることを目的としており、ニッポ電機の上場廃止を直接の目的とするものではありません。しかし、本株式交換によりニッポ電機が大日本塗料の完全子会社となる結果、ＪＡＳＤＡＱ市場の上場廃止基準に従ってニッポ電機の普通株式は上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、ニッポ電機の普通株式をＪＡＳＤＡＱ市場において取引することができなくなりますが、大日

本塗料を除くニッポ電機の株主の皆様に対しては、本株式交換契約に従い、上記２．（３）「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、ニッポ電機の保有株式数に応じて金銭を交付することを予定しております。

なお、ニッポ電機の株主の皆様は、上記に記載の最終売買日である平成 24 年 12 月 14 日（予定）までは、ＪＡＳＤＡＱ市場においてその保有するニッポ電機の普通株式を取引することができるほか、所定の手続に従って株式買取請求権を行使する等、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

（５）公正性を担保するための措置

大日本塗料は、ニッポ電機の発行済み株式総数の 67.09％を保有していることから、本株式交換に際して交付する金銭の公正性・妥当性を確保するため、本株式交換の実施にあたり、両社は上記３．（１）「算定の基礎」に記載のとおり、それぞれ別個に両社から独立した第三者算定機関にニッポ電機の株式価値算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として検討・交渉・協議を行い、その結果合意された交換対価により本株式交換を行うこととしました。なお、両社はいずれも第三者算定機関から、交換対価の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

また、大日本塗料はリーガルアドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、ニッポ電機はリーガルアドバイザーとして東京あおい法律事務所を選任し、それぞれ法的な観点から本株式交換の適切な手続き及び対応等について助言を受けました。

（６）利益相反を回避するための措置

利益相反を回避する観点から、ニッポ電機の取締役４名のうち、大日本塗料の子会社であって、照明機器事業を営むグループ会社としてニッポ電機と共に本株式交換後の経営効率改善の当事者となり得るダイア蛍光株式会社の取締役を兼任している飯尾守氏、柏本一宏氏及び倉持一郎氏の３名は、本株式交換に係る大日本塗料との協議及び交渉に参加しておらず、また、本株式交換を行うことを決議した本日開催のニッポ電機の取締役会において、審議及び決議に参加しておりません。また、同じく利益相反を回避する観点から、ニッポ電機の監査役３名のうち、大日本塗料の監査役及び大日本塗料の子会社であるダイア蛍光株式会社の監査役を兼任している赤木謙二氏、大日本塗料の監査役を兼任している木原均氏の２名は、本株式交換に係る大日本塗料との協議及び交渉に参加しておらず、また、本日開催の取締役会における審議への参加及び意見表明を差し控えております。

本日開催のニッポ電機の取締役会においては、飯尾守氏、柏本一宏氏及び倉持一郎氏を除くニッポ電機の取締役である加藤福明氏が決議を行い、赤木謙二氏及び木原均氏を除くニッポ電機の監査役である川本信和氏が本株式交換を行うことについて異議がない旨の意見を表明しております。

なお、上記のとおり、ニッポ電機の取締役のうち飯尾守氏、柏本一宏氏及び倉持一郎氏の３名、並びに、監査役のうち赤木謙二氏及び木原均氏の２名が本株式交換に係る大日本塗料との協議及び交渉に参加しない結果、かかる協議及び交渉がニッポ電機にとって不十分なものとなることを防止する観点から、ニッポ電機は、取締役加藤福明氏及び監査役川本信和氏に加え、大日本塗料と利害関係を有しないニッポ電機顧問及び企画室長を選任の上で、本株式交換に係る大日本塗料との協議及び交渉に参加させております。また、本日開催の取締役会においては、出席取締役が加藤福明氏１名となるため、恣意的な意思決定を防止する観点から、当該取締役会の決議の後に、ニッポ電機の全ての取締役及び監査役による当該取締役会決議についての追認決議を行い、全ての取締役及び監査役が、当該取締役会の決議内容に異議が無い旨の意見を表明しております。

また、ニッポ電機の取締役会は、本株式交換に係る意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、本株式交換がニッポ電機の少数株主にとって不利益な条件のもとで行われることを防止するため、大日本塗料及びニッポ電機と利害関係を有しない独立した外部の有識者である山中雅雄氏（弁護士、ルネス総合法律事務所）、武内正樹氏（弁護士、飯沼総合法律事務所）及び島根伸好氏（公認会計士、島根公認会計士事務所）の３名から構

成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、①本株式交換に関するニッポ電機の手続きの公正・妥当性、②本株式交換においてニッポ電機の株主に交付される対価及びその金額の公正・妥当性、並びに③本株式交換におけるニッポ電機の株主に対する利益保護の必要十分性等を諮問しております。

その結果、第三者委員会から、平成24年9月26日付で、上記①については、ニッポ電機が、独立したリーガルアドバイザーからの法的助言を得た上、大日本塗料及びニッポ電機から独立した第三者算定機関からの株式価値算定の取得その他手続きの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、本株式交換に関するニッポ電機の手続きは公正かつ妥当なものと認められる旨、上記②については、ニッポ電機は、大日本塗料及びニッポ電機から独立した第三者算定機関に株式価値算定を依頼し、その算定結果を参考として大日本塗料との間で交渉・協議を行い、その結果として対価の決定に至っており、本株式交換においてニッポ電機の株主に交付される対価及びその金額は公正かつ妥当なものと認められる旨、並びに上記③については、本株式交換はニッポ電機を大日本塗料の完全子会社とし、更なる競争激化が見込まれる照明機器市場においてニッポ電機を含む大日本塗料グループの経営効率改善を図ることにより照明機器事業における一層の飛躍を遂げ、両社の企業価値向上を図ることを目的とするものであるところ、その目的において不合理な点はなく、交渉の過程において、手続きの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が講じられており、対価についても公正かつ妥当なものと認められることから、本株式交換に際してはニッポ電機の株主に対する利益保護が必要かつ十分に行われており、本株式交換に係る決定が、ニッポ電機の少数株主にとって不利益であるとの事情は認められない旨の意見書を取得しております。

ニッポ電機は、以上のニッポ電機における取締役会決議の方法及びその他の利益相反を回避するための措置に関して、ニッポ電機のリーガルアドバイザーである東京あおい法律事務所から、法的助言を受けております。

4．本株式交換の当事会社の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| （1） | 名称 | 大日本塗料株式会社 | ニッポ電機株式会社 |
| （2） | 所在地 | 大阪市此花区西九条六丁目1番124号 | 神奈川県平塚市宮松町15番23号 |
| （3） | 代表者の役職・氏名 | 取締役社長　岩淺　壽二郎 | 代表取締役社長　飯尾　守 |
| （4） | 事業内容 | 各種塗料の製造販売、塗装機器装置の販売、塗装工事等 | 各種照明器具及び附属製品の製造販売、照明その他電気工事の請負及び設計管理 |
| （5） | 資本金 | 8,827百万円 | 527百万円 |
| （6） | 設立年月日 | 昭和4年7月25日 | 昭和52年6月17日 |
| （7） | 発行済株式数 | 148,553,393株 | 5,962,000株 |
| （8） | 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| （9） | 従業員数 | 2,266名（連結） | 398名（連結） |
| (10) | 主要取引先 | 三菱商事ケミカル株式会社、三菱商事株式会社、ＡＧＣコーテック株式会社、株式会社ミマキエンジニアリング | ダイニッカ株式会社、ミツワ電機株式会社、大光電機株式会社、株式会社ユニティ、株式会社フジコー |
| (11) | 主要取引銀行 | 三菱東京ＵＦＪ銀行<br>三菱ＵＦＪ信託銀行<br>横浜銀行 | 横浜銀行<br>静岡銀行<br>三井住友銀行 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (12) | 大株主及び持分比率 | 明治安田生命保険相互会社 | 4.71% | 大日本塗料株式会社 | 67.09% |
| | | 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 4.13% | ニッポ電機従業員持株会 | 2.87% |
| | | 東京海上日動火災保険株式会社 | 4.01% | ダイア蛍光株式会社 | 0.84% |
| | | 三菱商事株式会社 | 4.00% | 大阪証券金融株式会社 | 0.63% |

(13) 当事会社の関係 （平成 24 年９月 27 日現在）

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 大日本塗料はニッポ電機の発行済株式総数の 67.93%に相当する 4,050,500 株（間接保有分 50,500 株を含む。）を保有しています。 |
| 人的関係 | 大日本塗料の常勤監査役２名が、ニッポ電機の非常勤監査役を兼務しています。 |
| 取引関係 | 大日本塗料とニッポ電機の間には、記載すべき取引関係はありません。なお、ニッポ電機は大日本塗料の子会社から製品を仕入れています。 |
| 関連当事者への該当状況 | ニッポ電機は大日本塗料の連結子会社であり、大日本塗料の関連当事者に該当します。 |

(14) 最近３年間の経営成績及び財政状態

| 決算期 | 大日本塗料株式会社（連結） | | | ニッポ電機株式会社（連結） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成 22 年３月期 | 平成 23 年３月期 | 平成 24 年３月期 | 平成 22 年３月期 | 平成 23 年３月期 | 平成 24 年３月期 |
| 純資産 | 17,870 | 18,828 | 18,616 | 3,956 | 4,151 | 4,145 |
| 総資産 | 71,616 | 70,092 | 68,906 | 8,503 | 9,001 | 8,938 |
| １株当たり純資産（円） | 97.60 | 102.65 | 111.95 | 636.31 | 664.69 | 666.48 |
| 売上高 | 68,892 | 70,837 | 70,231 | 7,703 | 9,523 | 8,690 |
| 営業利益 | 784 | 3,023 | 2,639 | 9 | 467 | 223 |
| 経常利益 | 352 | 2,155 | 2,237 | 31 | 428 | 205 |
| 当期純利益 | △519 | 1,014 | 1,417 | △84 | 257 | 98 |
| １株当たり純利益（円） | △3.50 | 6.83 | 9.55 | △14.15 | 43.25 | 16.54 |
| １株当たり配当金（円） | 0.00 | 1.00 | 1.50 | 15.00 | 15.00 | 15.00 |

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

５．本株式交換後の状況

| | |
|---|---|
| （1） 名称 | 大日本塗料株式会社 |
| （2） 所在地 | 大阪市此花区西九条六丁目１番 124 号 |
| （3） 代表者の役職・氏名 | 取締役社長　岩淺　壽二郎 |
| （4） 事業内容 | 各種塗料の製造販売、塗装機器装置の販売、塗装工事等 |
| （5） 決算期 | ３月 31 日 |
| （6） 設立年月日 | 昭和４年７月 25 日 |
| （7） 純資産 | 現時点では確定しておりません |
| （8） 総資産 | 現時点では確定しておりません |

６．会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当し、負ののれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額は現時点では未定です。

７．今後の見通し

ニッポ電機は従来から大日本塗料の連結対象会社であり、本株式交換による大日本塗料の平成 25 年３月期業績への大幅な影響は予測しておりません。

８．支配株主との取引等に関する事項

大日本塗料は、ニッポ電機の発行済株式総数の 67.09％の株式を保有しており、本株式交換は、ニッポ電機にとって支配株主との取引等に該当します。ニッポ電機が、平成 24 年６月 26 日付公表のコーポレート・ガバナンス報告書（以下「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。）で開示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本株式交換における適合状況は以下の通りです。

ニッポ電機がコーポレート・ガバナンス報告書において開示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「金額的に重要性のある取引が発生する場合には、経営会議で取引条件等の妥当性を十分に審議の上、取締役会で決議、承認することとしております。」という内容となります。

ニッポ電機は、本日開催の取締役会に先立ち、経営会議を開催の上、本株式交換に係る条件の妥当性等を審議しているほか、本株式交換について、上記３．（５）及び（６）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、上記指針の記載内容に適合しているものと考えております。

また、ニッポ電機は、上記３．（６）に記載のとおり、第三者委員会を設置した上で、①本株式交換に関するニッポ電機の手続きの公正・妥当性、②本株式交換においてニッポ電機の株主に交付される対価及びその金額の公正・妥当性、並びに③本株式交換におけるニッポ電機の株主に対する利益保護の必要十分性等を諮問し、その結果として、第三者委員会から、平成 24 年９月 26 日付で、上記①については、ニッポ電機が、独立したリーガルアドバイザーからの法的助言を得た上、大日本塗料及びニッポ電機から独立した第三者算定機関からの株式価値算定の取得その他手続きの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、本株式交換に関するニッポ電機の手続きは公正かつ妥当なものと認められる旨、上記②については、ニッポ電機は、大日本塗料及びニッポ電機から独立した第三者算定機関に株式価値算定を依頼し、その算定結果を参考として大日本塗料との間で交渉・協議を行い、その結果として対価の決定に至っており、本株式交換においてニッポ電機の株主に交付される対価及びその金額は公正かつ妥当なものと認められる旨、並びに上記③については、本株式交換はニッポ電機を大日本塗料の完全子会社とし、更なる競争激化が見込まれる照明機器市場においてニッポ電機を含む大日本塗料グループの経営効率改善を図ることにより照明機器事業における一層の飛躍を遂げ、両社の企業価値向上を図ることを目的とするものであるところ、その目的において不合理な点はなく、交渉の過程において、手続きの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置が講じられており、対価についても公正かつ妥当なものと認められることから、本株式交換に際してはニッポ電機の株主に対する利益保護が必要かつ十分に行われており、本株式交換に係る決定が、ニッポ電機の少数株主にとって不利益であるとの事情は認められない旨の意見書を取得しております。

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

大日本塗料（平成24年8月9日公表分）　（単位：百万円）

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|---|---|---|---|---|
| 当期業績予想（平成25年３月期） | 71,500 | 3,000 | 2,400 | 1,400 |
| 前期実績（平成24年３月期） | 70,231 | 2,639 | 2,237 | 1,417 |

ニッポ電機（平成24年8月7日公表分）　（単位：百万円）

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|---|---|---|---|---|
| 当期業績予想（平成25年３月期） | 9,200 | 520 | 480 | 260 |
| 前期実績（平成24年３月期） | 8,690 | 223 | 205 | 98 |

以 上